

議案第82号

勝山市監査委員条例の一部改正について

勝山市監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成30年2月27日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、監査委員条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市監査委員条例の一部を改正する条例

勝山市監査委員条例(平成 14 年勝山市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 5 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 34 条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第 5 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 の 2 第 3 項(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 34 条の規定により準用する場合を含む。)の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 10 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。